## 静岡県立大学短期大学部学生の懲戒に関するガイドライン

## (趣旨)

1 このガイドラインは、静岡県立大学短期大学部学生の懲戒に関する規程(以下「規程」という。) に基づいて行う懲戒処分の適正と公正を図るために、規程第2条に定める調査委員会が行う調査及 び懲戒内容の審議において、指針となる事項を定めるものである。

(本学の秩序を乱し、本学学生としての本分に反する行為に対する懲戒処分)

- 2 本学の秩序を乱し、本学学生としての本分に反する行為に対しては、以下の処分を行うものとする。
  - (1) 定期試験等における不正行為に対する懲戒処分 定期試験等における不正行為のうち悪質なものに対する懲戒処分は、本学が定める履修要項 による処分のほか、停学又は訓告とする。
  - (2) コンピュータ・ネットワークの不正使用に対する懲戒処分
    - ア コンピュータ・ネットワークの悪質な不正使用(公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、県立大学学部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害及び伝染性ソフトウェアの持ち込み等)に対する懲戒処分は、退学又は停学とする。
    - イ その他のコンピュータ又はネットワークの不正使用(著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等)に対する懲戒処分は、停学又は訓告とする。
  - (3) その他学生としての本分に反する行為に対する懲戒処分 本学学生としての本分に反し、本学の名誉を著しく失墜させる行為に対する懲戒処分は、退 学、停学又は訓告とする。

## (刑事事件に関する懲戒処分)

- 3 刑事事件に関しては、以下の処分を行うものとする。
  - (1) 交通違反に対する懲戒処分
    - ア 死亡事故に対する懲戒処分は次のとおりとする。
      - (ア) 飲酒運転、無免許運転又は大幅な速度超過運転\*\*等の悪質な運転(以下「悪質な運転」 という。)による場合は、退学とする。
      - (イ) その他の過失による場合は、退学、停学又は訓告とする。
    - イ 死亡事故以外の人身事故に対する懲戒処分は次のとおりとする。
      - (ア) 悪質な運転による場合は、退学又は停学とする。
      - (イ) その他重大な過失による場合は、退学、停学又は訓告とする。
    - ウ 飲酒運転、ひき逃げ、共同危険行為等(集団による暴走行為等)禁止違反<sup>\*2</sup>等悪質な行為に 対する処分は、退学、停学又は訓告とする。
    - エ 繰り返し行われる違反行為に対しては、悪質な行為と認め、前号を適用する。

(2) ストーカー犯罪に関する懲戒処分

ア 悪質なストーカー犯罪<sup>\*\*</sup> (つきまとい、待ち伏せ等の行為) に対する懲戒処分は、退学又は 停学とする。

イ その他のストーカー犯罪に対する懲戒処分は、停学又は訓告とする。

(3) 薬物犯罪に関する懲戒処分

薬物の不法な所持、使用、売買及び売買の仲介等薬物犯罪に対する懲戒処分は、退学又は停 学とする。

(4) その他の刑事事件に関する懲戒処分

ア 交通事件以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪(殺人、強盗、強姦、放火等)に対する懲戒処 分は、退学とする。

イ その他の刑事事件(傷害、窃盗、詐欺等)に対する懲戒処分は、退学、停学又は訓告とする。

(懲戒処分に関する情報の取り扱い)

- 4 懲戒処分に関する情報の取り扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 懲戒を実施した場合、学生の氏名、学籍番号、懲戒の内容及び事由等は、原則として当該学生以外には明らかにしないものとする。
- (2) 本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載しないものとする。
- (3) 学生の就職、進学に際して、指導教官等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その他内容等を記載しないものとする。

附則

このガイドラインは、平成19年4月1日から施行する。

(注)

- \*1 大幅な速度超過運転とは、道路交通法(昭和35年6月25日法律105号)第22条の規定に違反する行為のうち超過速度が高速道路において40キロ以上、それ以外の道路において30キロ以上である場合をいう。
- \*2 共同危険行為等違反とは、道路交通法(昭和35年6月25日法律105号)第68条の規定に違 反する行為である。
- \*3 ストーカー犯罪とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年 5 月 24 日法律 81 号) 第 2 条に規定する行為である。